

誓約書

下記1の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）を締結するに当たり、朝来市暴力団排除条例（平成25年度朝来市条例第36号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、元請工事契約の発注者（朝来市）が、本誓約書写し及び下記2(5)の情報を所管の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること並びに元請工事契約の発注者（朝来市）が警察署長に下記2(1)及び同(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を元請工事契約の発注者（朝来市）が他の契約において暴力団等を排除するために利用することについて同意する。

記

1 元請工事契約

(1) 契約名

(2) 元請負人

ア 住所（所在地）

イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

- 受注者は、朝来市契約からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年朝来市告示第81号）の第2条第2号に規定する暴力団等に該当しないこと。
- この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号に該当する者を契約の受注者としなないこと。
- 受注者が前2号の誓約事項に違反したときは、本工事契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 受注者は、下請契約等を締結した場合には、下請契約等の受注者から、本誓約書と同内容の元請工事契約の発注者（朝来市）に対する誓約書を下請契約等の締結後直ちに元請負人に提出させること。
- 1(2)の元請人が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその情報を元請工事契約の発注者（朝来市）を通じて警察署長に提供することについて、役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当要求」という。）を受けたときは、1(2)の元請負人に報告し、警察に届け出ること。
- 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
- 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときは、1(2)の元請負人に報告すること。

令和 年 月 日

(元請工事契約の発注者)

朝来市長 様

(下請契約の受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者 〕

役員一覧表（誓約書 2 (5) 関係）

記載方法

- ① 記載例に従って、各項目を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは契約権限を有する事務所の代表者を記載してください。
- ③ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別
(記載例) 代表取締役社長	朝来 太郎	アサゴ タロウ	明治 大正 昭和 平成 22年 2月 22日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

朝来市暴力団排除条例（平成 25 年朝来市条例第 36 号） 抜粋
（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員または監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) （省略）

朝来市契約からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 25 年朝来市告示第 81 号） 抜粋
（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) （省略）
- (2) 暴力団等 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。